

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 1 月16日

【計算期間】 第22特定期間（自 平成25年 4 月23日 至 平成25年10月21日）

【ファンド名】 インベスコ ユーロ債券ファンド（毎月決算型）
（以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。）

【発行者名】 インベスコ投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 佐藤 秀樹

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー14階

【事務連絡者氏名】 森下 泰幸

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー14階

【電話番号】 （03）6447 - 3086

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドの目的	ユーロ建ての公社債などを実質的な主要投資対象とし、中長期的に安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を図ることを目標に運用を行います。 「実質的な主要投資対象」とは、ファンドがマザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象をいいます。
---------	---

信託金の限度額

信託金の限度額	委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引き受けを証する書面を委託会社に交付します。 委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
---------	---

ファンドの基本的性格

a. ファンドの商品分類

商品分類項目		商品分類の定義
単位型・追加型の別	単位型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
	追加型投信	
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	
	内外	
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	
	不動産投信	
	資産複合	その他資産

* ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

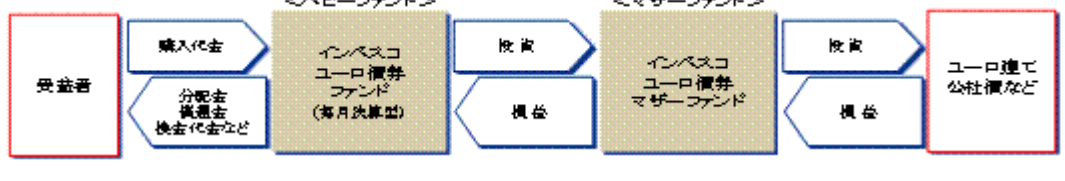
b. ファンドの属性区分

属性区分項目			属性区分の定義
投資対象 資産	株式		目論見書または信託約款において、その他 資産（投資信託証券）を投資対象とする旨 の記載があるもの ファンドが投資対象とする投資信託証券 （親投資信託）は、債券（一般）を投資 対象としており、ファンドの実質的な投 資収益の源泉は債券（一般）です
	（一般）	（大型株）	
	（中小型株）		
	債券		
	（一般）	（公債）	
	（社債）	（その他債券）	
	（クレジット属性）		
	不動産投信		
	その他資産（投資信託証券）		
	資産複合		
	（資産配分固定型）	（資産配分変更型）	
決算頻度	年1回	年2回	目論見書または信託約款において、年12回 （毎月）決算する旨の記載があるもの
	年4回	年6回（隔月）	
	年12回（毎月）	日々	
	その他		
投資対象 地域	グローバル	日本	目論見書または信託約款において、組入資 産による投資収益が欧州地域の資産を源泉 とする旨の記載があるもの
	北米	欧州	
	アジア	オセアニア	
	中南米	アフリカ	
	中近東（中東）	エマージング	
投資形態	ファミリーファンド		目論見書または信託約款において、親投資 信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投 資されるものを除く。）を投資対象として 投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ		
為替 ヘッジ	為替ヘッジあり		目論見書または信託約款において、為替の ヘッジを行わない旨の記載があるものまた は為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
	為替ヘッジなし		

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

* ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの特色

1.	主として、マザーファンド 受益証券への投資を通じて、ユーロ建ての公社債などに投資を行います。 ファンドが投資対象とするマザーファンドは、「インベスコ ユーロ債券 マザーファンド」です。
2.	EMU（経済通貨同盟）参加国の金利水準や市況動向、信用格付などを総合的に勘案して選定した銘柄に投資を行います。
3.	運用に当たっては、経済と市場価格の関係を調査・分析し意思決定を行うアクティブ運用を行います。調査・分析は、ファンダメンタルズ分析とモデルに基づくクオンツ分析を併用いたします。
4.	運用の効率化を図るため、マザーファンドの運用指図に関する権限をインベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド（英国、ロンドン）に委託します。
5.	原則として毎月、収益分配方針に基づき分配を行います。 ■原則として毎月20日（ただし、同日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 ■分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。  * 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
6.	実質外貨建資産への投資に当たっては、原則として為替ヘッジを行いません。 ■原則として、為替ヘッジを行いません。そのため、為替が円安方向に振れた場合ファンドの基準価額の上昇要因となり、逆に、円高方向に振れた場合、基準価額の下落要因となります。 【イメージ図】  上図は例であり、ファンドの外貨建資産の評価為替レートなどを示すものではありません。
7.	ファミリーファンド方式 で運用を行います。 ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して実質的な運用を行う仕組みです。 なお、ファンドは投資状況により、マザーファンドのほか公社債等に直接投資する場合や、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。 

ファンドのポイント

3つのポイント



拡大するEU
EU(欧州連合)は超国家的統治体を築き上げ、世界経済の中で主要な位置を占め、投資機会が増えています。

高い信用力と好利回り
相対的に高い格付けで好利回り、流動性が高いなど、魅力あるユーロ建ての公社債があります。

毎月分配
毎月、日本円で分配金を受け取ることができます。
※分配対象額が少額の場合には、収益分配を行わない場合があります。

拡大するEU



EUとEMUについて

EU(European Union、欧州連合)は、単一市場、単一通貨など経済統合を果たすと共に、ヒト・モノ・カネの自由な移動を進め、司法・内務また安全保障・外交政策においても共同で対処する欧州における国家の連合体で、28カ国が参加しています。

EMU(Economic and Monetary Union、経済通貨同盟)は、域内単一市場を補完するものであり、欧州連合内の安定かつ持続的な経済成長と雇用の創出、また、世界経済のより一層の安定に必要な枠組みを提供することを目的として、自国の通貨を永久に放棄して単一通貨ユーロを採用している同盟です。欧州連合の加盟国中17カ国 が参加しています。

2014年1月にラトビアが加盟し18カ国となる予定です。

出所:外務省、ECB(European Central Bank) (2013年11月末現在)

高い信用力と好利回り

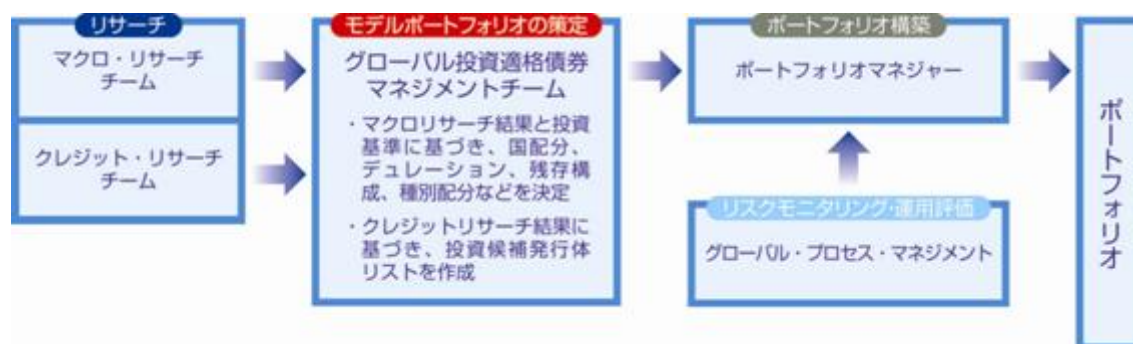


ユーロ建ての高格付け、好利回りの債券を
主要投資対象とします。

ファンドの運用プロセス

運用プロセス

ファンドは以下のプロセスにより運用されます。



リサーチ	リサーチ担当者は、債券の価格形成にあたり、経済要因の影響を受けると考えられる項目（マクロ・リサーチチームが担当）、および投資適格債、証券化商品などの価格形成にあたり、個別の信用力の方向性の影響を受けると考えられる項目（クレジット・リサーチチームが担当）を超過収益の源泉として認識し、継続的なリサーチを行います。
モデルポートフォリオの策定	投資基準 運用開始前に、リサーチ結果とポートフォリオの関係を「プロダクトパスポート」として文書で定めます。グローバル投資適格債券マネジメントチームはベンチマークまたは参考指数の特性に基づき、（ ）利用する超過収益の源泉と目標超過収益率、目標リスク、（ ）超過収益の源泉それぞれに対するリスク配分目標、（ ）リスク配分の基準（事前に、リサーチ結果とポジションの関係を明確化します。）を決定します。 モデルポートフォリオと投資候補発行体リストの作成 グローバル投資適格債券マネジメントチームは、（ ）リサーチチームによる各超過収益の源泉に関わるリサーチ、（ ）プロダクトごとに定められているプロダクトパスポートに基づきモデルポートフォリオ（国配分、デュレーション、残存構成、国債以外の債券に対する配分）と投資候補発行体リストを作成します。
ポートフォリオ構築	グローバル投資適格債券マネジメントチームに所属するポートフォリオマネジャーが、（ ）モデルポートフォリオと投資候補発行体リスト、（ ）個別ポートフォリオのガイドラインに基づきポートフォリオを構築します。
リスク管理	グローバル投資適格債券マネジメントチームと独立したグローバル・プロセス・マネジメントと委託会社（東京）の運用リスク管理部がそれぞれポートフォリオとパフォーマンスの分析・モニタリングを行います。

ファンドの運用プロセス等は、平成25年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

* 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

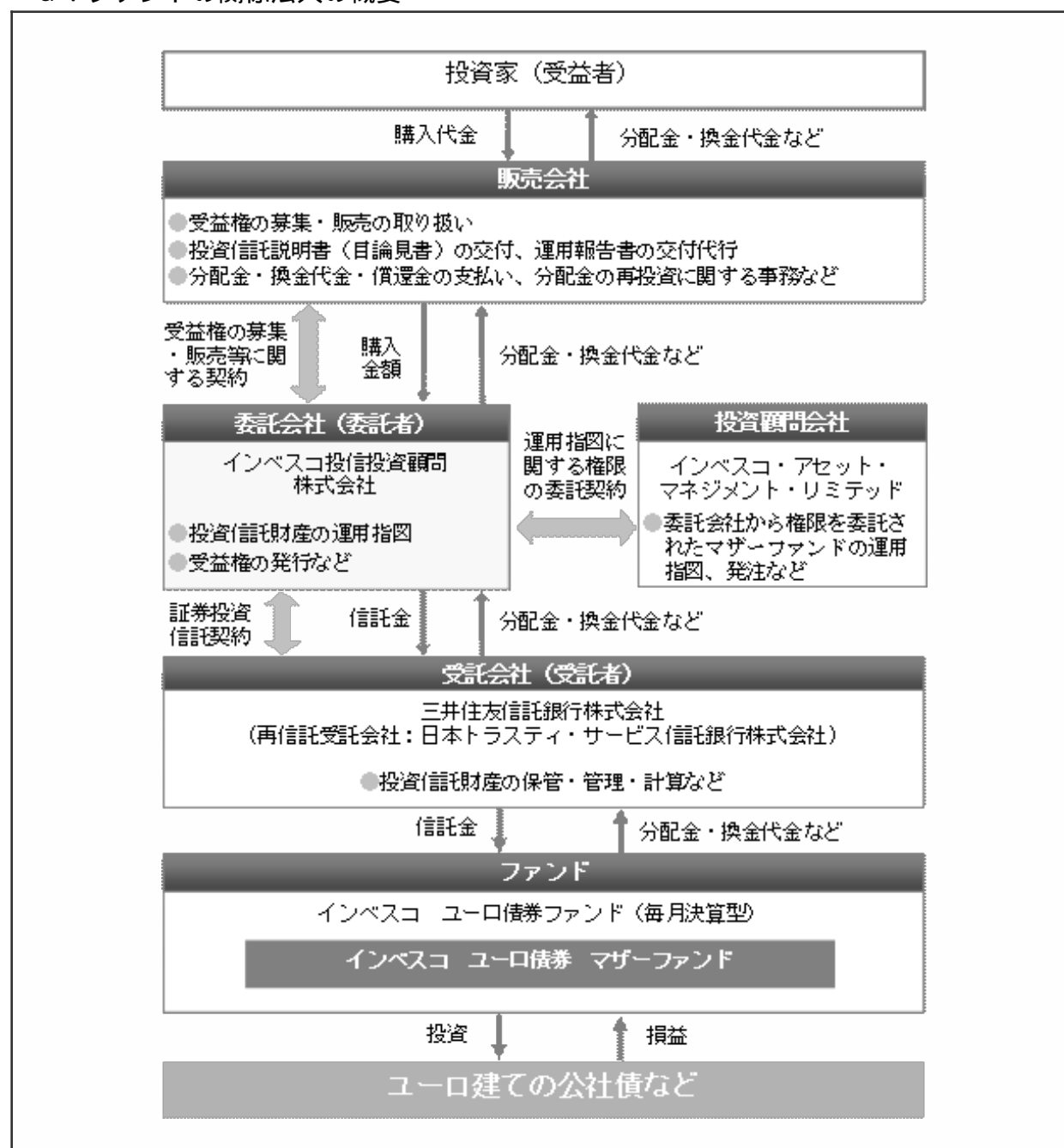
(2)【ファンドの沿革】

平成14年10月31日	信託契約締結、ファンド設定、運用開始
平成19年1月4日	投資信託振替制度への移行

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの運営の仕組み

a . ファンドの関係法人の概要



b．委託会社およびファンドの関係法人の役割

委託会社 インベスコ投信投資顧問株式会社	投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。
受託会社 三井住友信託銀行株式会社 ＜再信託受託会社＞ 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 なお、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託事務の一部を委託することがあります。
販売会社	受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。
投資顧問会社 インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド	委託会社よりマザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受けて、マザーファンドの運用指図、投資判断・発注などを行います。

c．委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

受託会社と締結している契約： 証券投資信託契約	信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規定されています。
販売会社と締結している契約： 受益権の募集・販売等に関する契約	受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続きなどの内容が規定されています。
投資顧問会社と締結している契約： 運用指図に関する権限の委託契約	委託会社が投資顧問会社に委託するマザーファンドの運用指図に関する業務の内容、当該業務にかかる投資顧問会社の報酬、契約の期間および終了手続きなどが規定されています。

[次へ](#)

委託会社等の概況

名称（商号等）	インベスコ投信投資顧問株式会社 （金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号）			
資本金	4,000百万円（平成25年11月29日現在）			
沿革	昭和61(1986)年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立 平成2（1990）年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立 平成8（1996）年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更 平成10(1998)年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併			
大株主の状況	（平成25年11月29日現在）			
	名称	住所	所有株式数	所有比率
	インベスコ・ファー・イースト・リミテッド	英国ロンドン市フィンズベリースクウェア30番地EC2A 1AG	40,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針	この投資信託は、中長期的に安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を図ることを目標に運用を行います。
主な投資態度	・ マザーファンド受益証券への投資を通じて、ユーロ建ての公社債等に投資します。 ・ E M U（Economic and Monetary Union、経済通貨同盟）参加国の金利水準や市況動向、信用格付等を総合的に勘案して選定した銘柄に投資を行います。 ・ 運用にあたっては、経済と市場価格の関係を調査・分析し意思決定を行うアクティブ運用を行います。調査・分析は、ポートフォリオマネジャーによるファンダメンタルズ分析とモデルに基づくクオンツ分析を併用いたします。 ・ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 ・ 投資状況により、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。 ・ インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドにマザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類（特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるもの））	a．有価証券 b．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第27条および第28条に定めるものに限り、ます。） c．約束手形 d．金銭債権
--	---

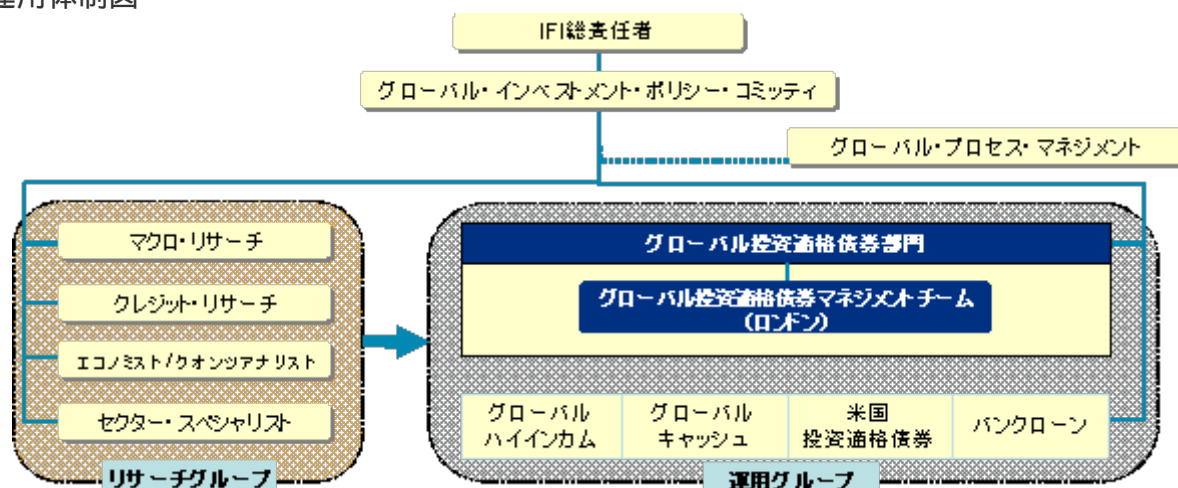
投資対象とする有価証券	委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券のほか以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 a．株券または新株引受権証券 b．国債証券 c．地方債証券 d．特別の法律により法人の発行する債券 e．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。） f．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。） g．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。） h．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。） i．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。） j．コマーシャル・ペーパー k．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券 l．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a．からk．までの証券または証書の性質を有するもの m．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。） n．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。） o．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。） p．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。） q．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。） r．外国法人が発行する譲渡性預金証書 s．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの t．外国の者に対する権利で前s．の有価証券の性質を有するもの
-------------	--

投資対象とする金融商品	委託会社は、信託金を、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。 a．預金 b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） c．コール・ローン * 前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の金融商品により運用することができます。
-------------	---

(3)【運用体制】

インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドにおけるファンドの運用体制

運用体制図



マザーファンドの運用体制の概要

- ・委託会社は、マザーファンドの運用指図に関する権限をインベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに委託します。マザーファンドの運用は、インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに所属しているグローバル投資適格債券部門が担当します。
- ・グローバル投資適格債券部門はインベスコ全体の債券運用を統括するインベスコ・フィクスト・インカム（以下「IFI」といいます。）の一部門であり、リサーチグループからの情報をもとに、ポートフォリオを構築します。
- ・超過収益の源泉に関わるリサーチ、ポートフォリオのポジション、パフォーマンスなどは、IFIの債券管理システム（Q-Tech）に保存され、リアルタイムで情報を共有化する体制が整っています。

ファンドの管理体制

内部管理および意思決定を監督する組織	・コンプライアンス部（5名程度）は、ファンドのガイドラインの遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。また、必要に応じて運用本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。 ・運用リスク管理部（3名程度）は、運用本部から報告を受けたファンドのパフォーマンス状況などを、運用リスク管理委員会に報告します。 ・運用リスク管理委員会（5名程度）は、運用リスク管理部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をリスク管理委員会へ報告します。 *「3 投資リスク (2)投資リスクに対する管理体制」もご覧下さい。
運用に関する社内規定	ファンドの運用に関する社内規定として「運用業務規程」、リスク管理に関する社内規定として「リスク管理規程」があります。

ファンドの関係法人に対する管理体制	・投資顧問会社の管理・統制については、運用内容に関する十分な情報開示を求め、運用方針と運用内容に乖離がないかを確認します。また、定性・定量面における評価を継続的に実施します。 ・受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。
-------------------	---

上記運用体制における組織名称等は、平成25年11月29日現在のものであり、委託会社または投資顧問会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

ファンドの決算日	毎月20日（同日が休業日の場合は翌営業日）。
分配方針	・分配対象額は、経費控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。 ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
分配金の支払い	a. 「自動けいぞく投資コース」 分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。 b. 「一般コース」 分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社でお支払いを開始します。 * 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に支払います。 * 「自動けいぞく投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

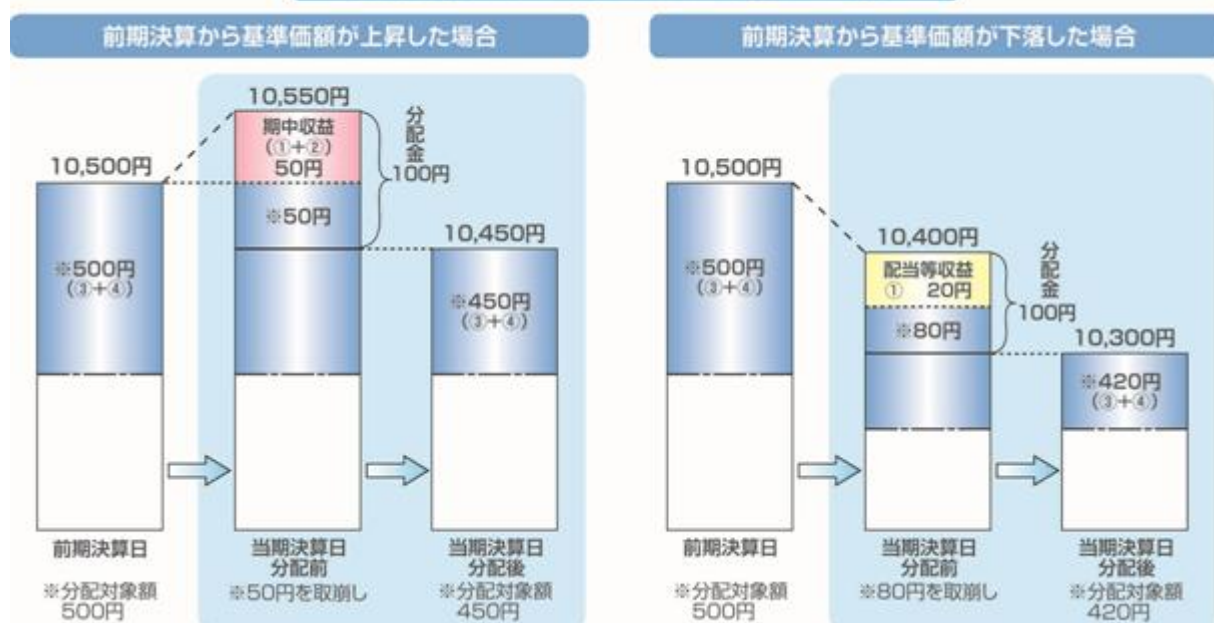
収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注)分配対象額は、経費控除後の配当等収益および経費控除後の評価益を含む売買益ならびに分配準備積立金および収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

* 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



* 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(5)【投資制限】

信託約款上の投資制限

株式への投資制限 (運用の基本方針)	株式への実質投資割合¹は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。 1 実質投資割合とは、ファンドに属する資産の時価総額と、マザーファンドに属する資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額のファンドの純資産総額に対する割合をいいます。以下同じです。
外貨建資産への投資制限 (運用の基本方針)	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
新株引受権証券などへの投資制限 (第21条第4項)	新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
同一銘柄の株式への投資制限 (第25条第1項)	同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
同一銘柄の新株引受権証券などへの投資制限 (第25条第2項)	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
同一銘柄の転換社債などへの投資制限 (第26条)	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債²への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 2 新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。以下同じです。
投資信託証券への投資制限 (第21条第5項)	投資信託証券³への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 3 マザーファンド受益証券を除きます。

先物取引等の運用指図（第27条）	・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、以下の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じです。）。 - わが国の金融商品取引所⁴における有価証券先物取引 - わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引 - わが国の金融商品取引所における有価証券オプション取引 - 外国の金融商品取引所における上記の取引と類似の取引 ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。 ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 ⁴ 金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」という場合があります。
スワップ取引の運用指図（第28条）	・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。 ・スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行います。 ・スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行います。
有価証券の貸し付けの指図（第29条）	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸し付けることの指図をすることができます。 ・有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行います。
公社債の空売りの指図（第30条）	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。 ・当該売り付けの決済は、公社債（投資信託財産において借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。
公社債の借り入れの指図（第31条）	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。 ・当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行います。 ・借り入れにかかる品借料は、投資信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建 有価証券への投資制 限（第32条）	わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、外貨建有価証券への投資が制約されることがあります。
外国為替予約取引の 指図（第33条）	投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
資金の借り入れ（第 42条）	・投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。 ・当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。 ・借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

上記の投資制限の詳細は、信託約款をご覧ください。

法令に基づく投資制限

デリバティブ取引に かかる投資制限（金 融商品取引業等に関 する内閣府令第130条 第1項第8号）	委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。
同一の法人の発行す る株式の投資制限 （投資信託及び投資 法人に関する法律第 9条）	委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権総数の100分の50を超えることとなる場合、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

（参考）インベスコ ユーロ債券 マザーファンドの投資方針

基本方針	この投資信託は、中長期的に安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を図ることを目標に運用を行います。
投資対象	ユーロ建ての公社債等を主要投資対象とします。
主な投資態度	・ユーロ建ての公社債の中から、EMU参加国の金利水準や市況動向、信用格付等を総合的に勘案して選定した銘柄に投資を行います。 ・運用にあたっては、経済と市場価格の関係を調査・分析し意思決定を行うアクティブ運用を行います。調査・分析は、ポートフォリオマネジャーによるファンダメンタルズ分析とモデルに基づくクオンツ分析を併用いたします。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 ・インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

主な投資制限	・ 株式への投資は投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ・ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ・ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
--------	--

3【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、ファンドは、外国の公社債など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は金利動向などによって変動し、組入公社債の発行者の倒産や財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建ての資産は、為替変動による影響も受けます。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入していません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

(1)基準価額の変動要因等

基準価額の変動要因

公社債にかかるリスク （価格変動リスク・信用リスク）	公社債の価格は、一般的に金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します（値幅は、残存期間、発行者、債券の種類などにより異なります。）。また、公社債の発行者の財務状況の悪化などの信用状況の変化、またはそれが予想される場合、価格が下落することがあります。この影響により、基準価額が下落することがあります。
デフォルト・リスク	利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（デフォルト）、またはできなくなることが予想される場合には、公社債の価格が大きく下落することがあります。この影響により、基準価額が下落することがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、基準価額が下落したり、新たな投資や投資資金が回収できなくなる場合があります。
為替変動リスク	為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動する場合があります。組入外貨建資産について日本円で評価する際、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落することがあります。

基準価額のその他の変動要因等

分配金に関する留意点	分配金の支払いは、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して行われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。また、分配金はファンドの純資産総額から支払われるため、分配金支払い後の純資産総額は減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者の個別元本によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
換金資金手当によるリスク	短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合、市場の規模や動向によっては、市場実勢を押し下げ、当初期待された価格で有価証券を売却できないことがあります。
コール・ローン等の相手先に関する信用リスク	コール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この影響により、基準価額が下落することがあります。
ファミリーファンド方式にかかるリスク	マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(2)投資リスクに対する管理体制

リスク管理体制図	
リスク管理体制の概要	グローバル投資適格債券部門と独立したグローバル・プロセス・マネジメント、委託会社（東京）のコンプライアンス部および運用リスク管理部は、ファンドの信託約款や法令等で規定されているガイドラインの遵守状況のモニタリング、ポートフォリオおよびパフォーマンスの分析を行い、分析結果を適宜、確認できる体制としています。

上記リスク管理体制における組織名称などは、委託会社または投資顧問会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的なリスク管理体制が変更されるものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	購入時手数料¹は、購入口数、購入金額²または購入代金³などに応じて、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める2.625%（税抜き2.50%）以内⁴の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。 2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。 3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。 4 平成26年4月1日以降は、消費税率が8%に変更されるため、2.70%（税抜き2.50%）以内となります。
分配金の再投資にかかる手数料	「自動けいぞく分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

換金（解約）手数料	ファンドの換金（解約）にあたり、手数料はありません。
信託財産留保額	ありません。

* 「信託財産留保額」とは、換金（解約）する受益者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前に換金（解約）する受益者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

信託報酬の額	投資信託財産の純資産総額に年率1.26%（税抜き1.20%）を乗じて得た額とします。 平成26年4月1日以降は、消費税率が8%に変更されるため、年率1.296%（税抜き1.20%）となります。				
信託報酬の配分	信託報酬の配分は、以下の通り（税抜き）とします。				
	配分 （年率）	委託会社	販売会社	受託会社	合計
		0.55%	0.60%	0.05%	1.20%
	* 委託会社が受け取る報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先である、インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドへの報酬が含まれています。同社に対しては、委託会社が受け取る報酬額（税抜き）×40%により計算された報酬額が支払われます。				
支払方法	毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。				

(4) 【その他の手数料等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

信託事務の諸費用

該当する費用	・組入有価証券売買時の売買委託手数料 ・先物取引やオプション取引等に要する費用 ・資産を外国で保管する場合の費用 ・借入金の利息、融資枠の設定に要する費用 ・受託会社の立て替えた立替金の利息 ・投資信託財産に関する租税 ・信託事務の処理等に要する諸費用
計算方法等	運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。
支払方法	受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。

その他信託事務の諸費用

該当する費用	・ 監査費用		
計算方法等	<table><tr><th>その他信託事務の諸費用 上限固定率</th></tr><tr><td>純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%）</td></tr></table> ・ 委託会社は、その他信託事務の諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。 ・ 委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他信託事務の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.105%（税抜き0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他信託事務の諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領することができます。 ・ 委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。 平成26年4月1日以降は、消費税率が8%に変更されるため、年率0.108%（税抜き0.10%）となります。	その他信託事務の諸費用 上限固定率	純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%）
その他信託事務の諸費用 上限固定率			
純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%）			
支払方法	毎日計上し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。		

上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取扱いは、以下のとおりです。

個人の受益者に対する課税の取扱い

分配金に対する課税	・ 分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。	
	平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税 5 %)
	平成50年 1 月 1 日以降	20% (所得税15%および地方税 5 %)
	・ 原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することも可能です。	
解約金および償還金に対する課税	・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。	
	平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税 5 %)
	平成50年 1 月 1 日以降	20% (所得税15%および地方税 5 %)
	・ 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。	
損益通算について	・ 解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま。）と損益通算すること、または特定口座（源泉徴収あり）の利用により当該特定口座内の他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額と損益通算することができます。 ・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。	

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が最長5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、日本国内居住の満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税の取り扱い

分配金、解約金および償還金に対する課税	・ 分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により所得税が源泉徴収されます。	
	平成49年12月31日まで	15.315%
	平成50年1月1日以降	15%
	・ 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額より控除することができます。	
益金不算入制度の適用	益金不算入制度は、適用されません。	

個別元本について

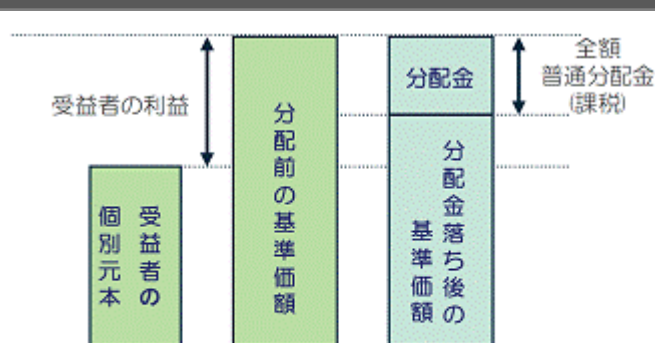
- ・ 追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。
- ・ 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・ 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

「元本払戻金(特別分配金)」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。

普通分配金



※上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額または上回っている場合、分配金の全額が普通分配金となります。

元本払戻金(特別分配金)



※上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合、その下回る部分が元本払戻金(特別分配金)となり、分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

上記は、平成25年11月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。

税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】(平成25年11月29日現在)

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	633,302,938	100.03
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		208,848	0.03
合 計(純資産総額)		633,094,090	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(参考)インベスコ ユーロ債券 マザーファンド

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	ドイツ	136,489,667	21.55
	フランス	114,322,195	18.05
	イタリア	95,399,007	15.06
	オーストリア	78,571,065	12.40
	ベルギー	61,229,911	9.66
	オランダ	44,725,909	7.06
	小 計	530,737,754	83.80
特殊債券	ルクセンブルグ	56,462,124	8.91
社債券	オランダ	15,385,227	2.42
	フランス	14,198,422	2.24
	小 計	29,583,649	4.67
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		16,518,514	2.60
合 計(純資産総額)		633,302,041	100.00

(2)【投資資産】(平成25年11月29日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額単価 帳簿価額金額 (円)	評価額単価 評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	インベスコ ユーロ債券 マザーファンド	282,044,597	2.1850 616,267,445	2.2454 633,302,938	100.03

種類別投資比率

種 類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.03
合 計	100.03

(参考)インベスコ ユーロ債券 マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	利率 (%)	償還期限	数量 (額面)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	フランス	国債証券	フランス国債	1.000	2017/7/25	700,000	14,078.99	98,552,979	14,127.29	98,891,086	15.61
2	イタリア	国債証券	イタリア国債	4.500	2023/5/1	650,000	14,162.79	92,058,187	14,676.77	95,399,007	15.06
3	ドイツ	国債証券	ドイツ国債	0.500	2017/4/7	520,000	13,980.16	72,696,872	14,038.88	73,002,177	11.52
4	ルクセンブルグ	特殊債券	EUROPEAN INVESTMENT BANK	4.750	2017/10/15	350,000	16,435.36	57,523,763	16,132.03	56,462,124	8.91
5	オーストリア	国債証券	オーストリア国債	4.650	2018/1/15	290,000	16,110.00	46,719,002	16,156.44	46,853,678	7.39
6	オーストリア	国債証券	オーストリア国債	4.300	2017/9/15	200,000	16,204.55	32,409,109	15,858.69	31,717,387	5.00
7	ドイツ	国債証券	ドイツ国債	1.750	2015/10/9	220,000	14,421.55	31,727,428	14,368.56	31,610,840	4.99
8	オランダ	国債証券	オランダ国債	1.250	2018/1/15	180,000	14,381.39	25,886,509	14,245.97	25,642,761	4.04
9	ベルギー	国債証券	ベルギー国債	4.250	2014/9/28	160,000	14,600.06	23,360,107	14,420.86	23,073,378	3.64
10	ベルギー	国債証券	ベルギー国債	3.500	2017/6/28	130,000	15,563.84	20,232,996	15,316.89	19,911,959	3.14
11	オランダ	国債証券	オランダ国債	4.500	2017/7/15	120,000	16,256.85	19,508,222	15,902.62	19,083,148	3.01
12	ドイツ	国債証券	ドイツ国債	0.250	2015/9/11	120,000	13,973.61	16,768,335	13,979.47	16,775,364	2.64
13	ベルギー	国債証券	ベルギー国債	1.250	2018/6/22	110,000	13,869.29	15,256,226	14,078.48	15,486,335	2.44
14	フランス	国債証券	フランス国債	1.000	2018/5/25	110,000	13,814.90	15,196,398	14,028.28	15,431,109	2.43
15	オランダ	社債券	TENNET HOLDING	3.875	2018/2/21	100,000	15,601.39	15,601,390	15,385.22	15,385,227	2.42
16	ドイツ	国債証券	ドイツ国債	1.500	2023/5/15	110,000	13,654.52	15,019,981	13,728.44	15,101,286	2.38
17	フランス	社債券	BANQUE FED CRED MUTUEL	2.625	2021/2/24	100,000	13,924.38	13,924,383	14,198.42	14,198,422	2.24
18	ベルギー	国債証券	ベルギー国債	2.250	2023/6/22	20,000	13,356.08	2,671,216	13,791.19	2,758,239	0.43

種類別投資比率

種 類	投資比率(%)
国債証券	83.80
特殊債券	8.91
社 債 券	4.67
合 計	97.39

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第3特定期間末（平成16年4月20日現在）	1,591	1,595	1.1009	1.1039
第4特定期間末（平成16年10月20日現在）	1,346	1,350	1.1490	1.1520
第5特定期間末（平成17年4月20日現在）	1,158	1,160	1.1938	1.1968
第6特定期間末（平成17年10月20日現在）	2,276	2,282	1.1769	1.1799
第7特定期間末（平成18年4月20日現在）	2,940	2,948	1.1923	1.1953
第8特定期間末（平成18年10月20日現在）	2,259	2,268	1.2192	1.2242
第9特定期間末（平成19年4月20日現在）	2,875	2,886	1.2842	1.2892
第10特定期間末（平成19年10月22日現在）	2,596	2,606	1.2827	1.2877
第11特定期間末（平成20年4月21日現在）	2,347	2,356	1.2761	1.2811
第12特定期間末（平成20年10月20日現在）	2,003	2,016	1.0668	1.0738
第13特定期間末（平成21年4月20日現在）	1,740	1,752	1.0172	1.0242
第14特定期間末（平成21年10月20日現在）	1,758	1,769	1.0461	1.0531
第15特定期間末（平成22年4月20日現在）	1,406	1,416	0.9413	0.9483
第16特定期間末（平成22年10月20日現在）	1,136	1,146	0.8226	0.8296
第17特定期間末（平成23年4月20日現在）	792	799	0.8027	0.8097
第18特定期間末（平成23年10月20日現在）	651	657	0.7042	0.7112
第19特定期間末（平成24年4月20日現在）	596	601	0.6985	0.7035
第20特定期間末（平成24年10月22日現在）	546	550	0.6602	0.6652
第21特定期間末（平成25年4月22日現在）	610	614	0.8132	0.8182
第22特定期間末（平成25年10月21日現在）	609	611	0.8076	0.8096
平成24年11月末日	563	-	0.6816	-
平成24年12月末日	602	-	0.7308	-
平成25年1月末日	632	-	0.7749	-
平成25年2月末日	616	-	0.7601	-
平成25年3月末日	612	-	0.7533	-
平成25年4月末日	605	-	0.8031	-
平成25年5月末日	612	-	0.8146	-
平成25年6月末日	586	-	0.7789	-
平成25年7月末日	594	-	0.7881	-
平成25年8月末日	593	-	0.7804	-
平成25年9月末日	598	-	0.7918	-
平成25年10月末日	617	-	0.8171	-
平成25年11月末日	633	-	0.8436	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
--	--------------

第3特定期間	(平成15年10月21日～平成16年4月20日)	0.0180
第4特定期間	(平成16年4月21日～平成16年10月20日)	0.0180
第5特定期間	(平成16年10月21日～平成17年4月20日)	0.0180
第6特定期間	(平成17年4月21日～平成17年10月20日)	0.0180
第7特定期間	(平成17年10月21日～平成18年4月20日)	0.0180
第8特定期間	(平成18年4月21日～平成18年10月20日)	0.0220
第9特定期間	(平成18年10月21日～平成19年4月20日)	0.0300
第10特定期間	(平成19年4月21日～平成19年10月22日)	0.0300
第11特定期間	(平成19年10月23日～平成20年4月21日)	0.0300
第12特定期間	(平成20年4月22日～平成20年10月20日)	0.0360
第13特定期間	(平成20年10月21日～平成21年4月20日)	0.0420
第14特定期間	(平成21年4月21日～平成21年10月20日)	0.0420
第15特定期間	(平成21年10月21日～平成22年4月20日)	0.0420
第16特定期間	(平成22年4月21日～平成22年10月20日)	0.0420
第17特定期間	(平成22年10月21日～平成23年4月20日)	0.0420
第18特定期間	(平成23年4月21日～平成23年10月20日)	0.0420
第19特定期間	(平成23年10月21日～平成24年4月20日)	0.0400
第20特定期間	(平成24年4月21日～平成24年10月22日)	0.0300
第21特定期間	(平成24年10月23日～平成25年4月22日)	0.0300
第22特定期間	(平成25年4月23日～平成25年10月21日)	0.0240

【収益率の推移】

	収益率(%)
第3特定期間	5.31
第4特定期間	6.00
第5特定期間	5.47
第6特定期間	0.09
第7特定期間	2.84
第8特定期間	4.10
第9特定期間	7.79
第10特定期間	2.22
第11特定期間	1.82
第12特定期間	13.58
第13特定期間	0.71
第14特定期間	6.97
第15特定期間	6.00
第16特定期間	8.15
第17特定期間	2.69
第18特定期間	7.04
第19特定期間	4.87
第20特定期間	1.19
第21特定期間	27.72
第22特定期間	2.26

(注)収益率は、各特定期間末の基準価額（分配落の額）から前特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。)を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算し、前特定期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第3特定期間	528,595,576	491,863,450
第4特定期間	60,223,425	333,889,782
第5特定期間	281,976,407	483,787,926
第6特定期間	1,074,410,384	110,421,864
第7特定期間	648,481,821	116,220,793
第8特定期間	306,518,831	919,469,746
第9特定期間	755,692,508	370,000,318
第10特定期間	158,384,765	373,433,773
第11特定期間	220,075,332	404,800,252
第12特定期間	483,735,637	445,378,569
第13特定期間	213,369,293	379,838,806
第14特定期間	216,345,040	246,888,856
第15特定期間	267,807,523	454,227,460
第16特定期間	385,116,627	497,421,536
第17特定期間	33,573,380	428,563,060
第18特定期間	25,445,607	87,696,494
第19特定期間	34,829,802	104,972,962
第20特定期間	24,469,117	50,955,707
第21特定期間	20,305,046	97,061,585
第22特定期間	20,091,233	16,627,982

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

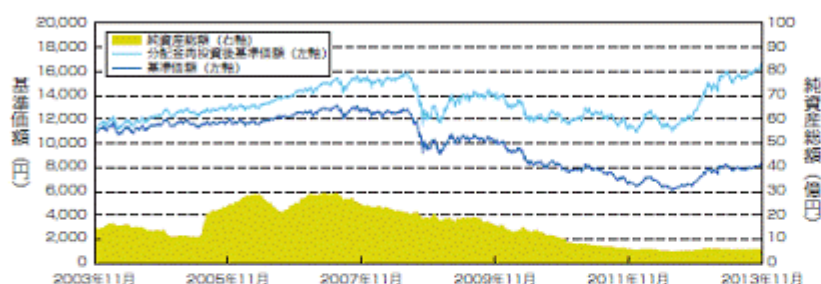
(参考情報)交付目論見書に記載する運用実績

(2013年11月29日現在)



基準価額・純資産の推移

■基準価額・純資産総額の推移（過去10年）



* 基準価額、分配金再投資後基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。
* 分配金再投資後基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

基準価額	8,436 円
純資産総額	633 百万円

■期間騰落率

期間	ファンド
1カ月	3.5%
3カ月	8.9%
6カ月	6.3%
1年	32.1%
3年	40.7%
5年	34.5%
設定来	68.3%

* 期間騰落率は、分配金再投資後基準価額の騰落率です。



分配の推移

(課税前／1万口当たり)

決算期	2013年7月	2013年8月	2013年9月	2013年10月	2013年11月	直近1年間累計	設定来累計
分配金	50 円	50 円	20 円	20 円	20 円	510 円	6,505 円



主要な資産の状況

【ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。】

■種別配分

種別名	純資産比
国債証券	83.8%
地方債証券	-
特殊債券(政府機関債など)	8.9%
普通社債券	4.7%
資産担保証券・モーゲージ証券	-
キャッシュ等	2.6%

銘柄数	18
-----	----

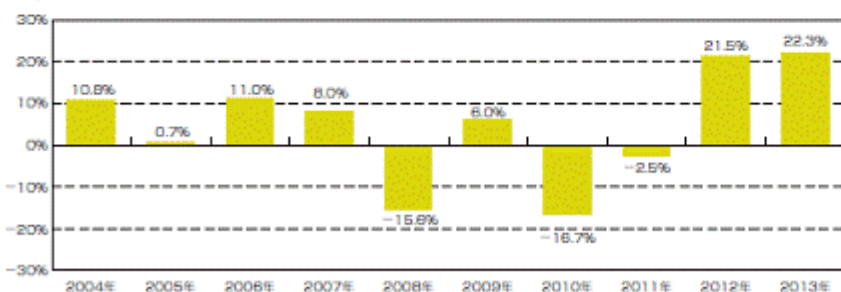
■組入上位10銘柄

	銘柄名	クーポン	償還日	信用格付	純資産比
1	フランス国債	1.000%	2017/7/25	AA+	15.6%
2	イタリア国債	4.500%	2023/5/1	BBB	15.1%
3	ドイツ国債	0.500%	2017/4/7	AAA	11.5%
4	EUROPEAN INVESTMENT BANK	4.750%	2017/10/15	AAA	8.9%
5	オーストリア国債	4.650%	2018/1/15	AA+	7.4%
6	オーストリア国債	4.300%	2017/9/15	AA+	5.0%
7	ドイツ国債	1.750%	2015/10/9	AAA	5.0%
8	オランダ国債	1.250%	2018/1/15	AAA	4.0%
9	ベルギー国債	4.250%	2014/9/28	AA-	3.6%
10	ベルギー国債	3.500%	2017/6/28	AA-	3.1%

* 信用格付は、原則としてS&P社と Moody's 社の信用格付を使用し、両社が異なる場合は低い信用格付を参照しています。



年間収益率の推移



* ファンドにはベンチマークはありません。

* ファンドの年間収益率は、分配金再投資後基準価額を基に算出しています。

* 2013年は11月末までの騰落率を表示しています。

・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

購入方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。「自動けいぞく投資コース」をお申し込みいただく投資者は、自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。 なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
購入申込不可日	ロンドン証券取引所の休業日に該当する日には、購入のお申し込みの受け付けを行いません。
購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 * 分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」と、分配金を受け取る「一般コース」の2コースがあります。 * 「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。
購入申込締切時間	・原則として、毎営業日の午後3時までに購入のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 ・当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ただし、「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合の購入価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。
購入時手数料	購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める2.625%（税抜き2.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 平成26年4月1日以降は、消費税率が8%に変更されるため、2.70%（税抜き2.50%）以内となります。
購入代金の支払い	販売会社が定める期日までにお支払いください。 ・「自動けいぞく投資コース」 販売会社の定める購入単位に従った投資者ご指定の金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。 なお、購入時手数料は購入代金から差し引かれます。 ・「一般コース」 購入金額に購入時手数料を加算した金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

購入の申し込みにかかる受益権の取り扱い	・購入のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、購入申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。 ・販売会社は、当該購入申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。 ・委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 ・受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
---------------------	--

2【換金（解約）手続等】

換金方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。
換金申込不可日	ロンドン証券取引所の休業日に該当する日には、換金のお申し込みの受け付けを行いません。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
換金申込締切時間	原則として、毎営業日の午後3時までに換金のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
換金代金の支払い	原則として、換金の申込受付日から起算して5営業日目から、販売会社でお支払いいたします。
換金の申し込み受け付けの中止等	・投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。 ・換金のお申し込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の換金のお申し込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金のお申し込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申し込みを受け付けたものとして、上記「換金価額」に準じて計算された価額とします。

換金にかかる受益権の 取り扱い	・ 換金のお申し込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金のお申し込みにかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ・ 受益者が換金のお申し込みを行うときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
償還金の支払い	原則として、信託終了日から起算して5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 に対し、販売会社でお支払いを開始いたします。 償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、購入代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定	基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。 基準価額の計算方法 <pre> graph LR A[ファンドの投資信託財産に属する資産（時価評価）] --> B[ファンドの資産総額] B --> C[ファンドの負債総額] B - C --> D[ファンドの純資産総額] D --> E[ファンドの受益権口数] E --> F[ファンドの基準価額] </pre> $\text{ファンドの純資産総額} = \text{ファンドの資産総額} - \text{ファンドの負債総額}$ $\text{ファンドの基準価額} = \text{ファンドの純資産総額} \div \text{ファンドの受益権口数}$						
基準価額の算出頻度と公表	基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「ユロ債M」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。 なお、基準価額は便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。 基準価額の照会先 インベスコ投信投資顧問株式会社 お問い合わせダイヤル 03-6447-3100 受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで ホームページ http://www.invesco.co.jp/						
主な投資資産の評価方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">投資資産</th><th style="text-align: center;">評価方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>親投資信託 受益証券</td><td>親投資信託受益証券の基準価額で評価します。</td></tr> <tr> <td>公社債</td><td>原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 ・外国金融商品市場等における最終相場 ・金融機関の提示する価額（売気配相場は除く） ・価格情報会社の提供する価額</td></tr> </tbody> </table>	投資資産	評価方法	親投資信託 受益証券	親投資信託受益証券の基準価額で評価します。	公社債	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 ・外国金融商品市場等における最終相場 ・金融機関の提示する価額（売気配相場は除く） ・価格情報会社の提供する価額
投資資産	評価方法						
親投資信託 受益証券	親投資信託受益証券の基準価額で評価します。						
公社債	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 ・外国金融商品市場等における最終相場 ・金融機関の提示する価額（売気配相場は除く） ・価格情報会社の提供する価額						

(2)【保管】

受益証券の保管	原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。 * ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。
---------	--

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間	無期限（設定日：平成14年10月31日）とします。 なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が20億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。
-----------	--

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間	ファンドの計算期間は、原則として毎月21日から翌月20日までとします。 なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
-----------	---

(5) 【その他】

繰上償還	・委託会社は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が20億口を下回ることとなった場合、信託終了前にファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 ・委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ・信託契約の解約は、以下の手続きで行います。 繰上償還の流れ <pre> graph LR A[委託会社による 繰上償還の 公告※ (受益者への書面交付)] -- "受益者の異議 1/2以下 (受益権口数ベース)" --> B(繰上償還実施) A -- "受益者の異議 1/2超 (受益権口数ベース)" --> C[繰上償還不成立 不成立の公告※/書面交付] </pre> ※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 * 公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下回らないものとします。 * 上記の手続きは、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議申し立てにかかる一定の期間が1カ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。 * 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
信託約款の変更	・委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することができます。 ・委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 ・その内容が重大な信託約款の変更は、以下の手続きで行います。 重大な信託約款の変更の流れ <pre> graph LR A[委託会社による 約款変更の 公告※ (受益者への書面交付)] -- "受益者の異議 1/2以下 (受益権口数ベース)" --> B(約款変更実施) A -- "受益者の異議 1/2超 (受益権口数ベース)" --> C[約款変更不成立 不成立の公告※/書面交付] </pre> ※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 * 公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下回らないものとします。 * 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きに従います。

反対者の買取請求	委託会社が、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更」に規定する信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行う場合において、受益者は、所定の期間内（１カ月を下回らないものとします。）に委託会社に対して異議を述べることができます。 この場合、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
関係会社との契約の更新等に関する手続きについて	・委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売等に関する契約」は、期間満了の３カ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に１年間延長されます。自動延長後の取り扱いも同様です。 ・委託会社と投資顧問会社との間で締結される「運用指図に関する権限の委託契約」は、正当な理由に基づく、委託会社または投資顧問会社いずれかの当事者による書面による通知をもって終了します。同契約の双方の当事者により署名された書面による場合を除き、変更、放棄、免除または停止されることはありません。
運用報告書	委託会社は、年２回（４月と１０月の決算時）および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に、販売会社よりお届けします。
公告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

分配金に対する請求権	・受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。 ・分配金は、毎計算期間終了日後１カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・「自動けいぞく投資コース」に基づいて分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。 ・受益者が、分配金の支払開始日から５年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
償還金に対する請求権	・受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、信託終了日後１カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・受益者が、償還金の支払開始日から１０年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
受益権の換金（解約）請求権	受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。

反対者の買取請求権	・ 委託会社が、信託契約の解約または信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行う場合、受益者は、所定の期間内（1カ月を下回らないものとしします。）に、委託会社に対して異議を述べるすることができます。 ・ 所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
受益権均等分割	受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。
帳簿閲覧権	受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6カ月未満であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成25年4月23日から平成25年10月21日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

インベスコ ユーロ債券ファンド（毎月決算型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成25年4月22日現在)	当期 (平成25年10月21日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	615,481,940	611,794,039
流動資産合計	615,481,940	611,794,039
資産合計	615,481,940	611,794,039
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,756,553	1,509,547
未払受託者報酬	28,497	26,984
未払委託者報酬	655,454	620,645
その他未払費用	49,000	49,000
流動負債合計	4,489,504	2,206,176
負債合計	4,489,504	2,206,176
純資産の部		
元本等		
元本	751,310,738	754,773,989
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	140,318,302	145,186,126
（分配準備積立金）	35,092,721	36,118,976
元本等合計	610,992,436	609,587,863
純資産合計	610,992,436	609,587,863
負債純資産合計	615,481,940	611,794,039

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成24年10月23日 至 平成25年 4 月22日	当期 自 平成25年 4 月23日 至 平成25年10月21日
営業収益		
有価証券売買等損益	153,722,480	18,014,406
営業収益合計	153,722,480	18,014,406
営業費用		
受託者報酬	156,871	157,353
委託者報酬	3,608,009	3,619,131
その他費用	290,287	294,000
営業費用合計	4,055,167	4,070,484
営業利益又は営業損失（ ）	149,667,313	13,943,922
経常利益又は経常損失（ ）	149,667,313	13,943,922
当期純利益又は当期純損失（ ）	149,667,313	13,943,922
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,731,536	1,936
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	281,349,195	140,318,302
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,992,777	3,312,511
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	23,992,777	3,312,511
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,690,938	4,062,981
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,690,938	4,062,981
分配金	24,206,723	18,063,212
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	140,318,302	145,186,126

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成25年4月20日及び21日並びに平成25年10月20日が休日のため、信託約款第45条第2項により、当特定期間開始日を平成25年4月23日、当特定期間末日を平成25年10月21日としております。このため、当特定期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 (平成25年4月22日現在)	当期 (平成25年10月21日現在)
1. 期首元本額 828,067,277円 期中追加設定元本額 20,305,046円 期中解約元本額 97,061,585円	1. 期首元本額 751,310,738円 期中追加設定元本額 20,091,233円 期中解約元本額 16,627,982円
2. 特定期間末日における受益権の総数 751,310,738口	2. 特定期間末日における受益権の総数 754,773,989口
3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は140,318,302円であります。	3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は145,186,126円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成24年10月23日 至 平成25年4月22日	当期 自 平成25年4月23日 至 平成25年10月21日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 657,345円	1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 659,377円

2. 分配金の計算過程

(平成24年10月23日から平成24年11月20日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,189,933円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(48,280,395円)及び分配準備積立金(36,537,041円)より分配対象収益は86,007,369円(1万口当たり1,041.16円)であり、うち4,130,288円(1万口当たり50円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成24年11月21日から平成24年12月20日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,170,783円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(44,767,793円)及び分配準備積立金(36,564,446円)より分配対象収益は82,503,022円(1万口当たり1,005.44円)であり、うち4,102,708円(1万口当たり50円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成24年12月21日から平成25年1月21日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,367,783円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(41,808,703円)及び分配準備積立金(36,914,688円)より分配対象収益は80,091,174円(1万口当たり972.07円)であり、うち4,119,542円(1万口当たり50円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

2. 分配金の計算過程

(平成25年4月23日から平成25年5月20日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,114,513円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(26,193,647円)及び分配準備積立金(34,864,103円)より分配対象収益は62,172,263円(1万口当たり829.68円)であり、うち3,746,703円(1万口当たり50円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成25年5月21日から平成25年6月20日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純損失利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(517,260円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(23,361,303円)及び分配準備積立金(35,130,930円)より分配対象収益は59,009,493円(1万口当たり786.59円)であり、うち3,750,862円(1万口当たり50円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成25年6月21日から平成25年7月22日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,186,447円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(20,153,798円)及び分配準備積立金(35,166,341円)より分配対象収益は56,506,586円(1万口当たり752.41円)であり、うち3,754,955円(1万口当たり50円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成25年 1 月22日から平成25年 2 月20日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,366,739円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(37,983,724円)及び分配準備積立金(36,661,499円)より分配対象収益は76,011,962円(1万口当たり938.98円)であり、うち4,047,524円(1万口当たり50円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成25年 2 月21日から平成25年 3 月21日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(654,544円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(34,907,605円)及び分配準備積立金(37,104,218円)より分配対象収益は72,666,367円(1万口当たり897.08円)であり、うち4,050,108円(1万口当たり50円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成25年 3 月22日から平成25年 4 月22日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,329,289円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(29,129,501円)及び分配準備積立金(34,514,742円)より分配対象収益は64,973,532円(1万口当たり864.78円)であり、うち3,756,553円(1万口当たり50円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成25年 7 月23日から平成25年 8 月20日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(546,424円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(17,630,419円)及び分配準備積立金(35,601,797円)より分配対象収益は53,778,640円(1万口当たり709.69円)であり、うち3,788,770円(1万口当たり50円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成25年 8 月21日から平成25年 9 月20日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,216,557円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(14,339,782円)及び分配準備積立金(35,548,401円)より分配対象収益は51,104,740円(1万口当たり675.80円)であり、うち1,512,375円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成25年 9 月21日から平成25年10月21日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(612,841円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(13,616,753円)及び分配準備積立金(35,883,521円)より分配対象収益は50,113,115円(1万口当たり663.92円)であり、うち1,509,547円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。投資する親投資信託受益証券は、インベスコ ユーロ債券 マザーファンドです。 親投資信託受益証券は、公社債にかかるリスク、カントリー・リスク、デフォルト・リスク、為替変動リスク等にさらされております。 また、親投資信託受益証券は、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため、親投資信託受益証券に対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、親投資信託受益証券が利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。 RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」(以下「IRMC」といいます。)を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。

金融商品の時価等に関する事項

項 目	前期 (平成25年4月22日現在)	当期 (平成25年10月21日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前期 (平成25年4月22日現在)	当期 (平成25年10月21日現在)
	当特定期間の損益に含まれた 評価差額(円)	当特定期間の損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	34,111,189	1,399,920
合 計	34,111,189	1,399,920

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期 (平成25年4月22日現在)	当期 (平成25年10月21日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成24年10月23日 至 平成25年4月22日	当期 自 平成25年4月23日 至 平成25年10月21日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

前期 (平成25年4月22日現在)	当期 (平成25年10月21日現在)
1口当たり純資産額 0.8132円 (1万口当たり純資産額 8,132円)	1口当たり純資産額 0.8076円 (1万口当たり純資産額 8,076円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券(親投資信託受益証券)

(平成25年10月21日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	インベスコ ユーロ債券 マザーファンド	285,698,160	611,794,039	
	合計	285,698,160	611,794,039	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

当ファンドは、「インベスコ ユーロ債券 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は次の通りです。

「インベスコ ユーロ債券 マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成25年 4 月22日現在)	(平成25年10月21日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		11,290,002	14,322,581
コール・ローン		1,702,005	1,618,076
国債証券		526,796,052	508,307,047
特殊債券		54,034,041	54,059,070
社債券		14,583,726	28,227,472
未収利息		5,172,489	2,492,014
前払費用		1,974,383	2,779,812
流動資産合計		615,552,698	611,806,072
資産合計		615,552,698	611,806,072
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		66,900	4,171
流動負債合計		66,900	4,171
負債合計		66,900	4,171
純資産の部			
元本等			
元本		296,104,080	285,698,160
剰余金			
剰余金又は欠損金()		319,381,718	326,103,741
元本等合計		615,485,798	611,801,901
純資産合計		615,485,798	611,801,901
負債純資産合計		615,552,698	611,806,072

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。)等に上場されている有価証券は、原則として外国金融商品市場等における最終相場、外国金融商品市場等に上場されていない有価証券は、原則として金融機関の提示する価額(但し、売気配相場は使用しません。)又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、本書における開示対象ファンドの特定期間末日におけるわが国の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

(平成25年4月22日現在)	
1. 本書における開示対象ファンドの期首における	
当該親投資信託の元本額	342,422,701円
同期中における追加設定元本額	8,162,899円
同期中における解約元本額	54,481,520円
同特定期間末日における元本の内訳	
(保有ファンド名)	(金 額)
インベスコ ユーロ債券ファンド(毎月決算型)	296,104,080円
合計	296,104,080円
2. 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における	
当該親投資信託の受益権の総数	296,104,080口

(平成25年10月21日現在)	
1. 本書における開示対象ファンドの期首における	
当該親投資信託の元本額	296,104,080円
同期中における追加設定元本額	7,754,442円

同期中における解約元本額	18,160,362円
同特定期間末日における元本の内訳 (保有ファンド名)	(金 額)
インベスコ ユーロ債券ファンド(毎月決算型)	285,698,160円
合計	285,698,160円
2. 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における 当該親投資信託の受益権の総数	285,698,160口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融資産は、主として外国の公社債であります。 外国の公社債は、公社債にかかるリスク、カントリー・リスク、デフォルト・リスク、為替変動リスク等にさらされております。 また、当ファンドは、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため、当ファンドに対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、当ファンドが利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(平成25年 4 月22日現在)	(平成25年10月21日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は本書における開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項	当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	(平成25年 4 月22日現在)	(平成25年10月21日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	3,267,015	183,960
特殊債券	300,924	1,257,952
社 債 券	10,422	165,626
合 計	3,578,361	1,607,538

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成25年4月22日現在)

種 類	契約額等(円)	うち 1 年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引 売 建 ユーロ	3,841,200	-	3,908,100	66,900
合 計	3,841,200	-	3,908,100	66,900

(平成25年10月21日現在)

種 類	契約額等(円)	うち 1 年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引 売 建 ユーロ	3,305,244	-	3,309,415	4,171
合 計	3,305,244	-	3,309,415	4,171

(注)時価の算定方法

為替予約の時価

- (1)本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

同特定期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

同特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ)同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ)同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

- (2)同特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成24年10月23日 至 平成25年4月22日	自 平成25年4月23日 至 平成25年10月21日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

(平成25年4月22日現在)	(平成25年10月21日現在)
1口当たり純資産額 2.0786円 (1万口当たり純資産額 20,786円)	1口当たり純資産額 2.1414円 (1万口当たり純資産額 21,414円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券(債券)

(平成25年10月21日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ユーロ	オーストリア国債 4.3% 170915	200,000.00	226,750.00	
		オーストリア国債 4.65% 180115	290,000.00	334,805.00	
		ベルギー国債 4.25% 140928	160,000.00	166,112.00	
		ベルギー国債 3.5% 170628	130,000.00	141,570.00	
		ベルギー国債 1.25% 180622	110,000.00	109,780.00	
		ベルギー国債 2.25% 230622	20,000.00	19,376.00	
		フランス国債 1% 170725	700,000.00	703,850.00	
		フランス国債 1% 180525	110,000.00	109,670.00	
		ドイツ国債 1.75% 151009	220,000.00	226,866.20	
		ドイツ国債 0.5% 170407	520,000.00	521,300.00	
		ドイツ国債 1.5% 230515	240,000.00	233,904.00	
		イタリア国債 4.5% 230501	650,000.00	677,170.00	
		オランダ国債 4.5% 170715	120,000.00	136,476.00	
		オランダ国債 1.25% 180115	180,000.00	182,595.60	
		ユーロ小計	3,650,000.00 (489,501,500)	3,790,224.80 (508,307,047)	
	国債証券合計		489,501,500 (489,501,500)	508,307,047 (508,307,047)	
特殊債券	ユーロ	EUROPEAN INVESTMENT BANK 4.75% 171015	350,000.00	403,095.00	
		ユーロ小計	350,000.00 (46,938,500)	403,095.00 (54,059,070)	
	特殊債券合計		46,938,500 (46,938,500)	54,059,070 (54,059,070)	
社債券	ユーロ	BANQUE FED CRED MUTUEL 2.625% 210224	100,000.00	100,510.00	
		TENNET HOLDING 3.875% 180221	100,000.00	109,970.00	
		ユーロ小計	200,000.00 (26,822,000)	210,480.00 (28,227,472)	
	社債券合計		26,822,000	28,227,472	

		(26,822,000)	(28,227,472)	
合計		563,262,000 (563,262,000)	590,593,589 (590,593,589)	

(注)1.小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書きであります。

3.通貨の表示は、邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
ユーロ	国債証券 14銘柄 特殊債券 1銘柄 社債券 2銘柄	100.00%	100.00%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成25年11月29日現在）

資産総額	633,302,938 円
負債総額	208,848 円
純資産総額(-)	633,094,090 円
発行済数量	750,433,622 口
1 単位当たり純資産額(/)	0.8436 円

(参考)インベスコ ユーロ債券 マザーファンド

資産総額	633,302,041 円
負債総額	- 円
純資産総額(-)	633,302,041 円
発行済数量	282,044,597 口
1 単位当たり純資産額(/)	2.2454 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換	該当事項はありません。
受益者名簿の閉鎖の時期	該当事項はありません。
受益者等に対する特典	該当事項はありません。
譲渡制限の内容	譲渡制限は設けておりません。
受益証券の不発行	委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
受益権の譲渡	受益者は、保有する受益権を譲渡する場合、譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に、振り替えの申請をするものとします。 * 委託会社は、委託会社が必要と認めたとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることがあります。
受益権の譲渡の対抗要件	受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
受益権の再分割	委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
質権口記載または記録の受益権の取り扱い	振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、換金の申し込みの受け付け、換金代金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

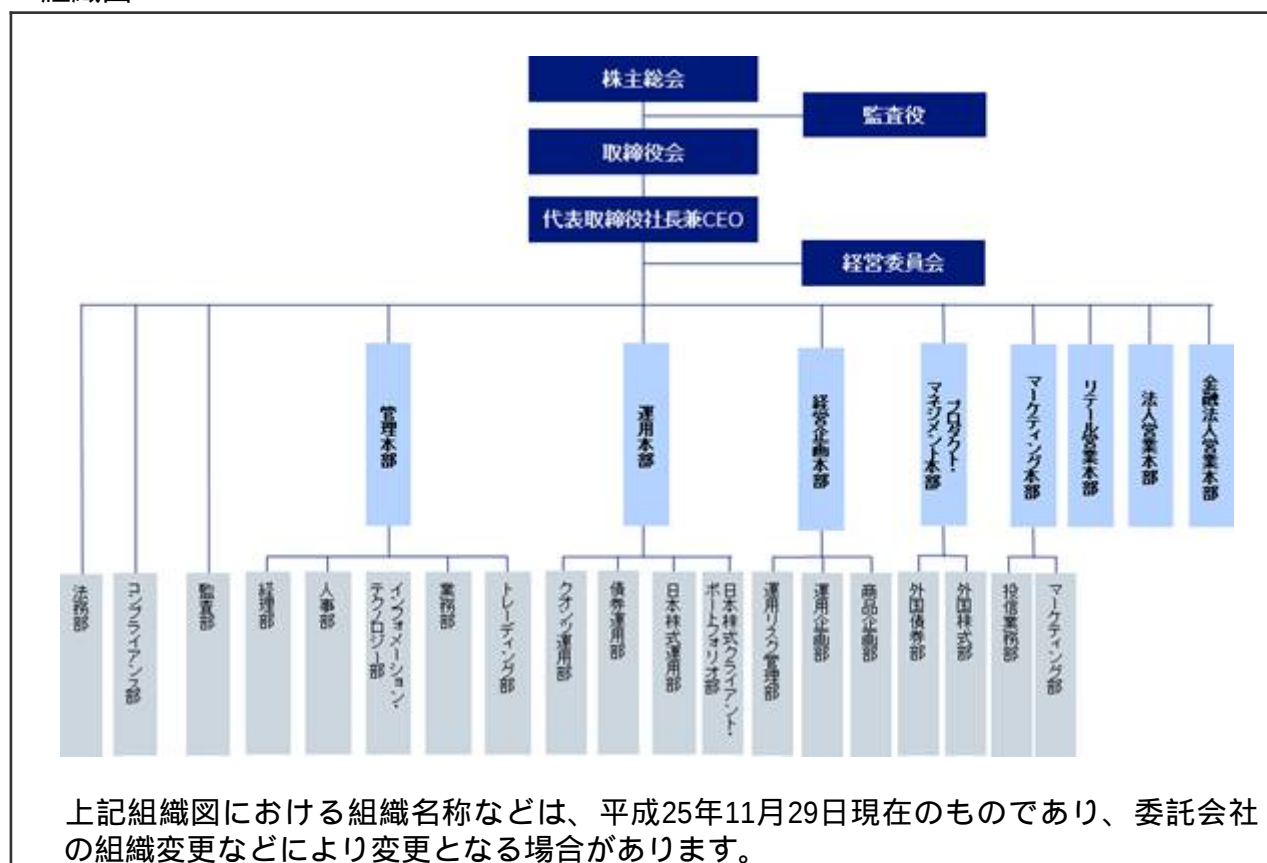
1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成25年11月29日 現在の状況	資本金：4,000百万円 発行可能株式総数：56,400株 発行済株式総数：40,000株
直近5カ年における主 な資本金の額の増減	- 平成22年6月15日付で、資本金の額は480百万円から3,000百万円に増加。 - 平成23年7月6日付で、資本金の額は3,000百万円から4,000百万円に増加。

(2)委託会社等の機構

組織図



会社の意思決定機構

取締役会	取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。 取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。
代表取締役社長兼CEO	代表取締役社長兼CEOは、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。
経営委員会	取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として月次で開催されます。 経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関する重要な事項を協議・決定します。

投資運用に関する意思決定プロセス

Plan（計画）	基本的な運用方針は、投資戦略委員会（原則、月次で開催）で分析・討議された投資環境を踏まえ、銘柄検討会議およびポートフォリオ構築/戦略会議（原則、週次あるいは日次で開催）を経て決定されます。
Do（実行）	各運用部のポートフォリオ・マネジャーは、上記の委員会または運用会議の討議内容等を踏まえ、運用計画書を策定し、運用本部長の承認を受け、運用ガイドライン、運用基本方針および運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。
See（検証）	運用リスク管理委員会(原則、月次で開催)は、リスク管理委員会(原則、月次で開催)の分会として、定量的なリスク計測結果をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。 また、運用本部から独立したコンプライアンス部が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容	「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。 また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および同法に定める第二種金融商品取引業を行っています。		
運用する投資信託財産の合計純資産総額	(平成25年11月29日現在)		
	基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位：百万円)
	株式投資信託	67	511,673
	公社債投資信託	1	2,176
	合 計	68	513,849
	* ファンド数および純資産総額は、親投資信託を除きます。		

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を、第24期事業年度（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）に係る中間会計期間（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

１．財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
(資産の部)				
流動資産				
預金		1,541,296		1,650,823
前払費用		49,463		56,937
未収入金		206,492		233,768
未収委託者報酬		461,845		394,497
未収運用受託報酬		396,891		602,964
未収投資助言報酬		417		2,241
繰延税金資産		-		159,222
その他の流動資産		5,020		12,368
流動資産計		2,661,426		3,112,823
固定資産				
有形固定資産 1				
建物附属設備	227,003		195,606	
器具備品	102,444		90,366	
建設仮勘定	1,251	330,699	-	285,973
無形固定資産				
ソフトウェア	31,159		30,766	
電話加入権	3,972		3,972	
のれん	455,858		430,880	
顧客関連資産	2,443,612	2,934,602	2,309,716	2,775,334
投資その他の資産				
投資有価証券	470		531	
差入保証金	252,084		234,976	
繰延税金資産	-		37,977	
その他の投資	10,463		10,018	
貸倒引当金	7,400	255,618	8,600	274,903
固定資産計		3,520,921		3,336,211
資産合計		6,182,347		6,449,034

（単位：千円）

科目	前事業年度 （平成24年3月31日）		当事業年度 （平成25年3月31日）	
	内訳	金額	内訳	金額
（負債の部）				
流動負債				
預り金		142,830		41,790
未払金				
未払償還金	42,139		41,181	
未払手数料	194,317		130,522	
その他の未払金	127,783	364,240	282,034	453,739
未払費用		312,226		252,754
未払法人税等		17,012		37,790
未払消費税等		70,931		35,815
賞与引当金		118,468		127,527
その他の流動負債		15,494		14,573
流動負債計		1,041,204		963,991
固定負債				
退職給付引当金		483,734		553,089
役員退職慰労引当金		47,224		66,358
資産除去債務		64,067		64,291
固定負債計		595,026		683,738
負債合計		1,636,230		1,647,730
（純資産の部）				
株主資本				
資本金		4,000,000		4,000,000
資本剰余金				
資本準備金	1,406,953		1,406,953	
資本剰余金合計		1,406,953		1,406,953
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	860,855		605,728	
利益剰余金合計		860,855		605,728
株主資本合計		4,546,097		4,801,225
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		18		79
評価・換算差額等合計		18		79
純資産合計		4,546,116		4,801,304
負債・純資産合計		6,182,347		6,449,034

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成 24年 4月 1日 至 平成 25年 3月 31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
営業収益				
委託者報酬		2,376,754		1,997,441
運用受託報酬		1,734,123		1,922,146
投資助言報酬		3,983		9,828
その他営業収益		1,348,609		1,903,423
営業収益計		5,463,471		5,832,841
営業費用				
支払手数料		982,312		763,405
広告宣伝費		1,622		30,442
公告費		775		1,155
調査費				
調査費	253,140		240,341	
委託調査費	587,956		578,841	
図書費	3,225	844,322	2,830	822,012
委託計算費		183,222		183,073
営業雑経費				
通信費	25,593		22,180	
印刷費	37,802		35,813	
協会費	7,678		8,627	
その他営業雑経費	-	71,074	39	66,660
営業費用計		2,083,328		1,866,749
一般管理費				
給料				
役員報酬	350,719		297,445	
給料・手当	1,437,656		1,395,741	
賞与	486,657	2,275,033	439,624	2,132,811
交際費		9,085		10,860
寄付金		5,931		1,000
旅費交通費		81,834		68,629
租税公課		32,135		30,817
不動産賃借料		269,530		267,269
退職給付費用		159,871		180,537
役員退職慰労引当金繰入額		13,650		19,133
賞与引当金繰入額		118,468		127,527
減価償却費		205,326		228,001
福利厚生費		196,643		196,641
諸経費		608,863		610,141
一般管理費計		3,976,372		3,873,370
営業利益又は営業損失（ ）		596,230		92,720

（単位：千円）

科目	前事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成 24年 4月 1日 至 平成 25年 3月 31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
営業外収益				
受取利息		163		122
保険配当金		3,811		2,926
時効成立分配金償還金		14,350		-
雑益		1,703		91
営業外収益計		20,029		3,139
営業外費用				
支払利息		10,684		-
為替換算差損		273		11,667
雑損		768		1,032
営業外費用計		11,726		12,700
経常利益又は経常損失（ ）		587,927		83,160
特別損失				
本社移転費用		258,890		-
貸倒引当金繰入額		7,400		1,200
その他		2,838		-
特別損失計		269,128		1,200
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）		857,055		81,960
法人税、住民税及び事業税		3,800		24,032
法人税等調整額		-		197,199
法人税等計		3,800		173,167
当期純利益又は当期純損失（ ）		860,855		255,127

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
	金額	金額
株主資本		
資本金		
当期首残高	3,000,000	4,000,000
当期変動額		
新株の発行	1,000,000	-
当期変動額合計	1,000,000	-
当期末残高	4,000,000	4,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	980,511	1,406,953
当期変動額		
資本準備金の取崩	573,558	-
新株の発行	1,000,000	-
当期変動額合計	426,442	-
当期末残高	1,406,953	1,406,953
その他資本剰余金		
当期首残高	117,810	-
当期変動額		
資本準備金の取崩	573,558	-
欠損填補	691,369	-
当期変動額合計	117,810	-
当期末残高	-	-
資本剰余金合計		
当期首残高	1,098,322	1,406,953
当期変動額		
欠損填補	691,369	-
新株の発行	1,000,000	-
当期変動額合計	308,632	-
当期末残高	1,406,953	1,406,953
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	691,369	860,855
当期変動額		
欠損填補	691,369	-
当期純利益又は当期純損失()	860,855	255,127
当期変動額合計	169,486	255,127
当期末残高	860,855	605,728
利益剰余金合計		
当期首残高	691,369	860,855
当期変動額		
欠損填補	691,369	-
当期純利益または当期純損失()	860,855	255,127
当期変動額合計	169,486	255,127
当期末残高	860,855	605,728

（単位：千円）

科目	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
	金額	金額
株主資本合計		
当期首残高	3,406,953	4,546,097
当期変動額		
新株の発行	2,000,000	-
当期純利益又は当期純損失()	860,855	255,127
当期変動額合計	1,139,145	255,127
当期末残高	4,546,097	4,801,225
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	178	18
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	159	60
当期変動額合計	159	60
当期末残高	18	79
評価・換算差額等合計		
当期首残高	178	18
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	159	60
当期変動額合計	159	60
当期末残高	18	79
純資産合計		
当期首残高	3,407,131	4,546,116
当期変動額		
新株の発行	2,000,000	-
当期純利益又は当期純損失()	860,855	255,127
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	159	60
当期変動額合計	1,138,984	255,187
当期末残高	4,546,116	4,801,304

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

 その他有価証券

 時価のあるもの

 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

 時価のないもの

 移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

 定率法を採用しております。

 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物附属設備 15～24年

 器具備品 4～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

 当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

 また、平成24年3月31日以前に取得した有形固定資産についても、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。

 これは、同一の使用環境下にある有形固定資産の減価償却の方法を統一することで、より適正な期間配分を図るために行うものです。

 なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

（２）無形固定資産

 定額法を採用しております。

 なお、主な償却年数は20年であります。

 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

（３）退職給付引当金

 従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当事業年度末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

 消費税等の会計処理

 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年 3 月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	67,154千円	112,884千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	20,000	20,000	-	40,000

（変動事由の概要）

平成23年 6 月28日の取締役会決議による新株の発行 20,000株

当事業年度（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	40,000	-	-	40,000

（リース取引関係）

1．オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成24年 3 月31日)	当事業年度 (平成25年 3 月31日)
1年内	207,226千円	207,226千円
1年超	708,025千円	500,798千円
合計	915,251千円	708,025千円

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、主に第2種金融商品取引、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らし、必要な資金（主にグループ本社よりの資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)預金	1,541,296	1,541,296	-
(2)未収入金	206,492	206,492	-
(3)未収委託者報酬	461,845	461,845	-
(4)未収運用受託報酬	396,891	396,891	-
(5)未収投資助言報酬	417	417	-
(6)投資有価証券 其他有価証券	470	470	-
資産計	2,607,413	2,607,413	-
(1)未払償還金	(42,139)	(42,139)	-
(2)未払手数料	(194,317)	(194,317)	-
(3)その他の未払金	(127,783)	(127,783)	-
負債計	(364,240)	(364,240)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)預金	1,650,823	1,650,823	-
(2)未収入金	233,768	233,768	-
(3)未収委託者報酬	394,497	394,497	-
(4)未収運用受託報酬	602,964	602,964	-
(5)未収投資助言報酬	2,241	2,241	-
(6)投資有価証券 其他有価証券	531	531	-
資産計	2,884,826	2,884,826	-
(1)未払償還金	(41,181)	(41,181)	-
(2)未払手数料	(130,522)	(130,522)	-
(3)その他の未払金	(282,034)	(282,034)	-
負債計	(453,739)	(453,739)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬 (5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

時価については、投資有価証券に関しては基準価額を基に算出しております。

負債

(1)未払償還金 (2)未払手数料 (3)その他の未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	1,541,296	-	-
(2)未収入金	206,492	-	-
(3)未収委託者報酬	461,845	-	-
(4)未収運用受託報酬	396,891	-	-
(5)未収投資助言報酬	417	-	-
合計	2,606,942	-	-

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	1,650,823	-	-
(2)未収入金	233,768	-	-
(3)未収委託者報酬	394,497	-	-
(4)未収運用受託報酬	602,964	-	-
(5)未収投資助言報酬	2,241	-	-
合計	2,884,295	-	-

（有価証券関係）

その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日）

	取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	452	470	18
小計	452	470	18
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	452	470	18

当事業年度（平成25年3月31日）

	取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	452	531	79
小計	452	531	79
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	452	531	79

（退職給付関係）**1. 採用している退職給付制度の概要**

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年 3 月31日)	当事業年度 (平成25年 3 月31日)
退職給付債務（千円）	483,734	553,089
退職給付引当金（千円）	483,734	553,089

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
勤務費用（千円）	159,871	180,537
退職給付費用（千円）	159,871	180,537

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

期末自己都合退職による要支給額を退職給付債務としております。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (平成24年 3 月31日)	当事業年度 (平成25年 3 月31日)
繰延税金資産		
(1)流動資産		
賞与引当金	42,222	48,473
未払費用	28,757	14,558
未払退職金	802	13,324
株式報酬費用	28,182	6,122
その他	3,082	1,437
繰越欠損金	-	75,305
計	103,047	159,222
(2)固定資産		
退職給付引当金	172,403	197,121
役員退職給付引当金	16,830	23,650
資産調整勘定	106,828	75,954
資産除去債務	22,833	22,913
その他	5,550	4,975
繰越欠損金	1,114,161	1,065,791
繰延税金負債（固定）との相殺	20,995	16,663
計	1,417,611	1,373,743
繰延税金資産小計	1,520,659	1,532,965
評価性引当額	1,520,659	1,335,765
繰延税金資産合計	-	197,199
繰延税金負債		
(1)固定負債		
資産除去債務	20,995	16,663
繰延税金資産（固定）との相殺	20,995	16,663
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産純額	-	197,199

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（平成24年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

当事業年度（平成25年3月31日）

法定実効税率	38.0%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	81.6%
住民税均等割等	4.6%
のれん償却額	11.5%
評価性引当額の増減額	336.2%
その他	10.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	211.2%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借取引に伴う原状回復義務等であります。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は0.349%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（3）当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
期首残高	50,754千円	64,067千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	63,974千円	-
見積額変更による減少額（注1）	7,230千円	-
その他	24,821千円	-
有形固定資産の除去に伴う取崩額	68,876千円	-
時の経過による調整額	622千円	223千円
期末残高	64,067千円	64,291千円

（注1）前事業年度において、将来発生すると見込まれる除去費用が、固定資産取得時における見積額と相違することが明らかになったことから、見積額変更による減少額7,230千円を資産除去債務から減算しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

地域ごとの情報

（１）売上高

（単位：千円）

日本	米国	欧州	その他	合計
1,230,735	1,360,768	469,356	25,855	3,086,716

（注1）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（注2）売上高のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

主要な顧客ごとの情報

（１）その他営業収益

（単位：千円）

顧客の氏名又は名称	売上高
Invesco Advisers, Inc.	1,102,416

（２）委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（３）運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（４）投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

地域ごとの情報

（１）売上高

（単位：千円）

日本	米国	欧州	その他	合計
1,539,735	1,896,165	375,834	23,663	3,835,399

（注 1）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（注 2）売上高のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

主要な顧客ごとの情報

(1) その他営業収益

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高
Invesco Advisers, Inc.	1,600,703

(2) 委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

（１）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	Invesco UK Ltd.（注）	30 Finsbury Square, London, UK	147,231千英ポンド	投資顧問業	なし	共通一般管理費の管理 資金の援助	支払利息	5,205	その他の未払金	—
							借入金の返済	1,000,000	短期借入金	
親会社の子会社	Invesco Asset Management Ltd.（注）	30 Finsbury Square, London, UK	70,416千英ポンド	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	株主割当増資	2,000,000	—	—
親会社の子会社	Invesco Global Real Estate Asia Pacific Inc.	599 Lexington Avenue, New York city, New York, USA	750千米ドル	不動産投資・管理業務	なし	サービスフィーの受取と支払、一般管理費の立替	支払利息	5,479	その他の未払金	—
							借入金の返済	500,000	短期借入金	—
親会社の子会社	Invesco Advisers, Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,229米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	その他営業収益の受取	1,102,416	未収入金	97,251

（注 1）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

（注 2）Invesco UK Ltd.およびInvesco Asset Management Ltd.は、平成24年７月31日にInvescoUK Ltd.が当社の株式を譲渡したことにより、親会社の子会社に属性を変更しております。

（注 3）支払利息の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

（注 4）株主割当増資につきましては、普通株式を一株あたり100,000円で発行しております。

（注 5）親会社の子会社からの資金の借入れについては、平成23年6月に返済を行いました。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（１）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	Invesco Asset Management Ltd.（注）	30 Finsbury Square, London, UK	70,416千英ポンド	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	再委任投資顧問料の支払	278,879	その他の未払金	72,876
親会社の子会社	Invesco Advisers, Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,229米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	その他営業収益の受取	1,600,703	未収入金	40,894

（注１）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

（注２）Invesco Asset Management Ltd.は、平成24年7月31日にInvesco UK Ltd.が当社の株式を譲渡したことにより、親会社の子会社に属性を変更しております。ただし、取引金額は通年のものを記載しております。

（注３）その他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

２．親会社に関する注記

親会社情報

Invesco Far East Ltd.（非上場）

Invesco Holding Company Ltd.（非上場、持株会社）

Invesco Ltd.（ニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成 24年 4月 1日 至 平成 25年 3月 31日)
1株当たり純資産額 113,652円91銭	1株当たり純資産額 120,032円60銭
1株当たり当期純損失金額 24,769円97銭	1株当たり当期純利益金額 6,378円18銭

（注）１．当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失金額であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成 24年 4月 1日 至 平成 25年 3月 31日)
当期純利益金額又は当期純損失金額 ()(千円)	860,855	255,127
普通株式に係る当期純利益又は当期 純損失金額()(千円)	860,855	255,127
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
期中平均株式数(株)	34,754	40,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２．中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

科目	当中間会計期間 (平成25年9月30日)	
	内訳	金額
(資産の部)		
流動資産		
預金		1,903,059
前払費用		60,266
未収入金		243,506
未収委託者報酬		441,540
未収運用受託報酬		702,761
未収投資助言報酬		3,464
繰延税金資産		132,474
その他の流動資産		4,535
流動資産計		3,491,609
固定資産		
有形固定資産 1		
建物附属設備	181,705	
器具備品	81,246	262,952
無形固定資産 1		
ソフトウェア	26,076	
電話加入権	3,972	
のれん	418,390	
顧客関連資産	2,242,768	2,691,207
投資その他の資産		
投資有価証券	3,573	
差入保証金	234,516	
繰延税金資産	37,977	
その他の投資	10,093	
貸倒引当金	8,600	277,560
固定資産計		3,231,720
資産合計		6,723,330

（単位：千円）

科目	当中間会計期間 （平成25年9月30日）	
	内訳	金額
（負債の部）		
流動負債		
預り金		70,141
未払金		
未払償還金	33,774	
未払手数料	142,578	
その他の未払金	105,085	281,438
未払費用		179,932
未払法人税等		66,792
未払消費税等 2		19,226
賞与引当金		505,287
その他流動負債		49,376
流動負債計		1,172,195
固定負債		
退職給付引当金		562,141
役員退職慰労引当金		76,949
資産除去債務		64,403
固定負債計		703,495
負債合計		1,875,690
（純資産の部）		
株主資本		
資本金		4,000,000
資本剰余金		
資本準備金	1,406,953	
資本剰余金合計		1,406,953
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	559,434	
利益剰余金合計		559,434
株主資本合計		4,847,518
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		121
評価・換算差額等合計		121
純資産合計		4,847,639
負債・純資産合計		6,723,330

(2)中間損益計算書

（単位：千円）

科目	当中間会計期間 (自 平成 25年 4月 1日 至 平成 25年 9月 30日)	
	内訳	金額
営業収益		
委託者報酬		1,046,341
運用受託報酬		1,134,943
投資助言報酬		8,848
その他営業収益		1,010,626
営業収益計		3,200,760
営業費用		
支払手数料		377,038
広告宣伝費		6,159
公告費		1,155
調査費		
調査費	126,116	
委託調査費	259,646	
図書費	2,277	388,040
委託計算費		102,137
営業雑経費		
通信費	10,657	
印刷費	22,817	
協会費	4,085	37,560
営業費用計		912,091
一般管理費		
給料		
役員報酬	86,930	
給料・手当	687,476	
賞与	128,396	902,803
交際費		10,880
寄付金		500
旅費交通費		32,319
租税公課		18,579
不動産賃借料		131,270
退職給付費用		79,791
役員退職慰労引当金繰入		10,591
賞与引当金繰入		377,760
固定資産減価償却費 1		111,021
福利厚生費		104,776
諸経費		380,106
一般管理費計		2,160,401
営業利益		128,267

（単位：千円）

科目	当中間会計期間 (自 平成 25年 4月 1日 至 平成 25年 9月 30日)	
	内訳	金額
営業外収益		
受取利息		58
保険配当金		3,242
時効成立分配金償還金		7,032
営業外収益計		10,332
営業外費用		
為替換算差損		14,437
雑損		111
営業外費用計		14,549
経常利益		124,050
税引前中間純利益		124,050
法人税、住民税及び事業税		51,009
法人税等調整額		26,747
法人税等計		77,756
中間純利益		46,293

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰 余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	4,000,000	1,406,953	-	1,406,953	-	605,728	605,728	4,801,225
当中間期変動額								
中間純利益						46,293	46,293	46,293
株主資本以外の項目 の会計期間中の変動 額（純額）								
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	46,293	46,293	46,293
当中間期末残高	4,000,000	1,406,953	-	1,406,953	-	559,434	559,434	4,847,518

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	79	79	4,801,304
当中間期変動額			
中間純利益			46,293
株主資本以外の項目 の会計期間中の変動 額（純額）	42	42	42
当中間期変動額合計	42	42	46,335
当中間期末残高	121	121	4,847,639

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法によっております。ただし、資産除去債務に係る建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 5～18年

器具備品 4～20年

（2）無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な償却年数は20年であります。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、中間会計期間に見合う分を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、中間会計期間末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、中間会計期間末における要支給額を計上しております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算差損として処理しております。

5．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (平成25年 9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	139,666千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
有形固定資産	26,894千円
無形固定資産	84,126千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

1．当中間会計期間（自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日）

（1）発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	40,000	-	-	40,000

（リース取引関係）

1．オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当中間会計期間 (平成25年 9月30日)
1年以内	207,226千円
1年超	397,184千円
合計	604,411千円

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

当中間会計期間（平成25年9月30日）

	中間貸借対照表計上額(*) (千円)	時価(*) (千円)	差額 (千円)
(1)預金	1,903,059	1,903,059	-
(2)未収入金	243,506	243,506	-
(3)未収委託者報酬	441,540	441,540	-
(4)未収運用受託報酬	702,761	702,761	-
(5)未収投資助言報酬	3,464	3,464	-
(6)投資有価証券			
其他有価証券	3,573	3,573	-
(7)差入保証金	226,076	224,134	1,942
資産計	3,523,982	3,522,040	-
(1)未払償還金	(33,774)	(33,774)	-
(2)未払手数料	(142,578)	(142,578)	-
(3)その他の未払金	(105,085)	(105,085)	-
負債計	(281,438)	(281,438)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

金融商品の時価の算定方法

資産

(1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬 (5)未収投資助言報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

基準価額を基に算出しております。

(7)差入保証金

返還されるまでの残存期間に応じた日本円の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)未払償還金 (2)未払手数料 (3)その他の未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

投資有価証券

当中間会計期間（平成25年9月30日）

区分	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	3,452	3,573	121
小計	3,452	3,573	121
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	3,452	3,573	121

（資産除去債務関係）

資産除去債務の総額の増減

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
期首残高	64,291千円
時の経過による調整額	112千円
中間期末残高	64,403千円

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

（単位：千円）

米国	日本	欧州	その他	合計
999,562	831,072	303,911	19,871	2,154,418

（注）営業収益のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の氏名又は名称	営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	855,468	投信投資顧問業

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	121,190円99銭

	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額(千円)	1,157円33銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	46,293
普通株式に係る中間純利益(千円)	46,293
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	40,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

金融商品取引法で禁止されている、利害関係人との取引行為	a．自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 b．運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 c．通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。 d．委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。 e．上記c．およびd．に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。
------------------------------------	--

5【その他】

定款の変更等	定款の変更は、株主総会の決議が必要です。
訴訟事件その他重要事項	訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額 (平成25年3月31日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (平成25年3月31日現在)	事業の内容
エース証券株式会社	8,831百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
上光証券株式会社	500百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	

(3)投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成25年6月30日現在)	事業の内容
インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド	70,416,143英ポンド (約10,583百万円)	英国籍の会社であり、内外の有価証券などにかかる投資顧問業務および当該業務に付帯するその他一切の業務を営んでいます。

英ポンドの円換算は、平成25年6月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝150.30円）によります。

2【関係業務の概要】

受託会社	ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の一部につき、下記再信託受託会社に委託することができます。								
再信託受託会社の概要	<table border="1"> <tr> <td>名称</td><td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</td></tr> <tr> <td>資本金</td><td>51,000百万円(平成25年3月31日現在)</td></tr> <tr> <td>事業の内容</td><td>銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。</td></tr> <tr> <td>再信託の目的</td><td>原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。</td></tr> </table>	名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	資本金	51,000百万円(平成25年3月31日現在)	事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。	再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。
名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社								
資本金	51,000百万円(平成25年3月31日現在)								
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。								
再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。								
販売会社	ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。								
投資顧問会社	委託会社よりマザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受けて、投資判断・発注などを行います。								

3【資本関係】

受託会社	該当事項はありません。
販売会社	該当事項はありません。
投資顧問会社	該当事項はありません。

第 3 【参考情報】

当特定期間において、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第 1 項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

提出年月日	提出書類
平成25年 6 月27日	臨時報告書
平成25年 7 月18日	有価証券報告書
平成25年 7 月18日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年 9 月30日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年12月18日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴 田 光 夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ ユーロ債券ファンド（毎月決算型）の平成25年4月23日から平成25年10月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ ユーロ債券ファンド（毎月決算型）の平成25年10月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

インベスコ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年5月31日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	伊藤 雅人
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	鴨下 裕嗣
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月6日

インベスコ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)